

重要事項説明書 1 【短期入所サービス】

介護老人保健施設 夢プラスワンのご案内 (令和7年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人社団 志誠会 介護老人保健施設 夢プラスワン
- ・開設年月日 平成10年3月30日
- ・所在地 千葉県香取市大倉字入り 1196-1
- ・電話番号 0478-57-1511 ・ファックス番号 0478-57-1512
- ・管理者名 施設長 平原利彦
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1252980019号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 夢プラスワンの運営方針]

「利用者の個性を尊重重視し「その人らしく」日常生活を営むことができるよう、利用者 にふさわしいケアを効率的、効果的に提供する」

(3) 施設の職員体制

・医 師	1 以上
・看護職員	7. 7 以上
・薬剤師	0. 2 7 以上
・介護職員	1 9. 3 以上
・支援相談員	3 以上
・理学療法士	2. 6 以上
・作業療法士	
・言語聴覚士	
・管理栄養士	1 以上
・栄養士	1 以上
・介護支援専門員	1 以上
・事務職員	2 以上
・その他	

(常勤換算法による)

- (4) 入所定員等
- ・定員 80名 (うち認知症棟 29名)
 - ・療養室 個室 6室、2人室 5室、4人室 16室

- (5) 通所定員 100名

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 7時30分～
昼食 12時00分～
夕食 18時00分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 口腔機能維持管理
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 理美容サービス
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 医療法人社団 明芳会 イムス佐原リハビリテーション病院
- ・住 所 香取市佐原口2121-1

- ・名 称 千葉県立佐原病院
- ・住 所 香取市佐原イ2285

- ・名 称 香取おみがわ医療センター
- ・住 所 香取市南原地新田438-1

・協力歯科医療機関

- ・名 称 久保木歯科医院
- ・住 所 香取市津宮4123

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「緊急時の連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会時間
9:00～19:00
面会の際は、必ず受付窓口の面会簿にご記入下さい。
やむを得ず時間外の面会を希望される場合は、職員にお申し出下さい。
なお、飲食物の差し入れや危険物の持ち込みはご遠慮願います。

- ・ 外出・外泊
事前に電話連絡またはサービスステーションにて、許可を受けて下さい。
- ・ 私物の管理
所持品、衣類等の持ち物には、見えやすい場所に名前を記入して下さい。
- ・ 外泊時等の施設外での受診
法令上、外出、外泊時も「治療等は入所中の施設の管理」とされています。外出外泊時でも、一般の医療機関の受診には、施設からの依頼状が必要になります。医療機関受診の際は外出・外泊時も、まず施設にご相談下さい。
- ・ その他
 - ・ 他の利用者、職員への心遣いは一切お断りします。
 - ・ 被保険者等に変更のあった場合は、早急に受付窓口に提示して下さい。
 - ・ 施設内は禁煙です。タバコ・ライターの持ち込みはご遠慮願います。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等
- ・ 防災訓練 年3回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

要望、苦情等は支援相談員にご意見をお寄せいただければ、速やかに対応いたします。また、面会コーナーに備えられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

苦情担当窓口 事務 （責任者 事務長 小澤 英和）

【当事業所以外の相談・苦情窓口】

- 千葉県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
TEL 043-254-7428
- 香取市役所 高齢者福祉課
TEL 0478-50-1208
- 神崎町役場 保健福祉課
TEL 0478-57-1603
- 東庄町役場 健康福祉課
TEL 0478-80-3300
- 多古町役場 保健福祉課
TEL 0479-76-3185

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスについて
(令和7年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスについての概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）については、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の在宅等での生活を継続する為に立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる多職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・契約者（ご家族）の要望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

介護保険のサービスを利用した場合は、原則としてサービス費用の1割、2割、または3割を利用者が負担して、残りの9割、8割または7割は介護保険から給付されます。サービスのご利用にあたり、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証の提示が必要です。

短期入所療養介護の場合の利用者負担額

- 1 保険給付の自己負担額（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

	1人室			2人室・4人室		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	819円	1,638円	2,457円	902円	1,804円	2,706円
要介護2	893円	1,786円	2,679円	979円	1,958円	2,937円
要介護3	958円	1,916円	2,874円	1,044円	2,088円	3,132円
要介護4	1,017円	2,034円	3,051円	1,102円	2,204円	3,306円
要介護5	1,074円	2,148円	3,222円	1,161円	2,322円	3,483円

*入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行った場合は、片道につき送迎加算が加算されます。

*ご利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金をいただきます。

*その他、実施している加算

	1割負担	2割負担	3割負担	単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円	44円	66円	日
夜勤職員配置加算	24円	48円	72円	日
送迎加算（片道）	184円	368円	552円	回
個別リハビリテーション実施加算	240円	480円	720円	回
若年性認知症利用者受入加算	120円	240円	360円	日
緊急短期入所受入加算（7日を限度）	90円	180円	270円	日
重度療養管理加算	120円	240円	360円	日
口腔連携強化加算（月1回を限度）	50円	100円	150円	回
療養食加算（1日に3回を限度）	8円	16円	24円	回
緊急時治療管理費（月3日を限度）	518円	1,036円	1,554円	回
総合医学管理加算（10日を限度）	275円	550円	825円	日
認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日を限度）	200円	400円	600円	日
認知症ケア加算	76円	152円	228円	日
認知症専門ケア加算Ⅰ	3円	6円	9円	日
認知症専門ケア加算Ⅱ	4円	8円	12円	日
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100円	200円	300円	月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円	20円	30円	月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1月につき加算総合計の 75/1,000の金額			

*高齢者虐待防止措置未実施減算（１日につき減算される金額）

	１人室			２人室・４人室		
	１割負担	２割負担	３割負担	１割負担	２割負担	３割負担
要介護１	－８円	－１６円	－２４円	－９円	－１８円	－２７円
要介護２	－９円	－１８円	－２７円	－１０円	－２０円	－３０円
要介護３	－１０円	－２０円	－３０円	－１０円	－２０円	－３０円
要介護４	－１０円	－２０円	－３０円	－１１円	－２２円	－３３円
要介護５	－１１円	－２２円	－３３円	－１２円	－２４円	－３６円

*業務継続計画未策定減算（１日につき減算される金額）

	１人室			２人室・４人室		
	１割負担	２割負担	３割負担	１割負担	２割負担	３割負担
要介護１	－８円	－１６円	－２４円	－９円	－１８円	－２７円
要介護２	－９円	－１８円	－２７円	－１０円	－２０円	－３０円
要介護３	－１０円	－２０円	－３０円	－１０円	－２０円	－３０円
要介護４	－１０円	－２０円	－３０円	－１１円	－２２円	－３３円
要介護５	－１１円	－２２円	－３３円	－１２円	－２４円	－３６円

２ 利用料

①食費 １日１，８００円（朝食 ４６０円・昼食 ７８０円・夕食 ５６０円）

②滞在費（療養室の利用費）（１日当たり）

- ・１人室 １，７２８円
- ・２人室 ４３７円
- ・４人室 ４３７円

*但し、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費及び滞在費の負担限度額が１日にお支払いいただく上限となります。

負担額一覧表（１日当たりの利用料）

	食 費	居 住 費	
		１人室	２人室・４人室
利用者負担第１段階	３００	５５０円	０円
利用者負担第２段階	６００	５５０円	４３０円
利用者負担第３段階①	１，０００	１，３７０円	４３０円
利用者負担第３段階②	１，３００	１，３７０円	４３０円

③入所者が選定する特別な療養室料 １日１人室 １，１００円・２人室 １，１００円
個室、２人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

④日用消耗品費 １日 ２００円
石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用です。

⑤教養娯楽費 １日 ２００円
倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用です。

⑥理美容代

- カット １，４００円
- パーマ ３，５００円
- カラーリング ３，５００円

⑦行事費	実費
小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室等の費用で参加された場合にお支払いいただきます。	
⑧健康管理費	実費
インフルエンザ予防接種等に係る費用でインフルエンザ予防接種等を行った場合にお支払いいただきます。	
⑨私物の洗濯代	
私物の洗濯(施設で貸出した衣類を含め)臨時で衣類を洗濯した場合にお支払い頂きます。	
	大 400円
	中 200円
	小 100円
⑩証明書代	2,200円
⑪診断書代	11,000円
	(2通目発行より) 2,200円

3 支払い方法

- ・毎月10日前後に、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払い下さい。ご入金後に領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、ゆうちょ銀行口座自動引き落とし(引落日は毎月20日)と、コンビニ収納、窓口での現金払い(取扱い時間は9:00～16:00)の3方法があります。契約時にお選びいただきますが、変更をご希望される場合には当施設職員へお申し出下さい。

介護予防短期入所療養介護の場合の利用者負担額

- 1 保険給付の自己負担額（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

	1人室			2人室・4人室		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	632円	1,264円	1,896円	672円	1,344円	2,016円
要支援2	778円	1,556円	2,334円	834円	1,668円	2,502円

*入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行った場合は、片道につき送迎加算が加算されます。

*ご利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金をいただきます。

*その他、実施している加算

	1割負担	2割負担	3割負担	単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円	44円	66円	日
夜勤職員配置加算	24円	48円	72円	日
送迎加算	184円	368円	552円	回
個別リハビリテーション実施加算	240円	480円	720円	回
若年性認知症利用者受入加算	120円	240円	360円	日
口腔連携強化加算（月1回を限度）	50円	100円	150円	回
療養食加算（1日に3回を限度）	8円	16円	24円	回
緊急時治療管理（月3日を限度）	518円	1,036円	1,554円	日
総合医学管理加算（10日を限度）	275円	550円	825円	日
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100円	200円	300円	月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円	20円	30円	月
認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日を限度）	200円	400円	600円	日
認知症専門ケア加算Ⅰ	3円	6円	9円	日
認知症専門ケア加算Ⅱ	4円	8円	12円	日
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1月につき加算総合計の 75/1,000の金額			

*高齢者虐待防止措置未実施減算（1日につき減算される金額）

	1人室			2人室・4人室		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	-6円	-12円	-18円	-7円	-14円	-21円
要支援2	-8円	-16円	-24円	-8円	-16円	-24円

*業務継続計画未策定減算（1日につき減算される金額）

	1人室			2人室・4人室		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	-6円	-12円	-18円	-7円	-14円	-21円
要支援2	-8円	-16円	-24円	-8円	-16円	-24円

2 利用料

①食費

1日1,800円（朝食 460円・昼食 780円・夕食 560円）

- ②滞在費（療養室の利用費）（1日当たり）
- ・1人室 1,728円
 - ・2人室 437円
 - ・4人室 437円

*但し、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費及び滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく上限となります。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

	食 費	居 住 費	
		1人室	2人室・4人室
利用者負担第1段階	300	550円	0円
利用者負担第2段階	600	550円	430円
利用者負担第3段階①	1,000	1,370円	430円
利用者負担第3段階②	1,300	1,370円	430円

- ③入所者が選定する特別な療養室料 1日1人室 1,100円・2人室 1,100円
個室、2人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

- ④日用消耗品費 1日 200円
石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用です。

- ⑤教養娯楽費 1日 200円
倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用です。

- ⑥理美容代
- カット 1,400円
 - パーマ 3,500円
 - カラーリング 3,500円

- ⑦行事費 実費
小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室等の費用で参加された場合にお支払いいただきます。

- ⑧健康管理費 実費
インフルエンザ予防接種等に係る費用でインフルエンザ予防接種等を行った場合にお支払いいただきます。

- ⑨私物の洗濯代
私物の洗濯（施設で貸出した衣類を含め）臨時で衣類を洗濯した場合にお支払い頂きます。
- 大 400円
 - 中 200円
 - 小 100円

- ⑩証明書代 2,200円

- ⑪診断書代 11,000円

（2通目発行より）2,200円

3 支払い方法

- ・毎月10日前後に、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払い下さい。ご入金後に領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、ゆうちょ銀行口座自動引き落とし（引落日は毎月20日）と、コンビニ収納、窓口での現金払い（取扱い時間は9:00～16:00）の3方法があります。契約時にお選びいただきますが、変更をご希望される場合には当施設職員へお申し出下さい。

重要事項説明書 3

個人情報の利用目的

(令和7年4月1日現在)

介護老人保健施設 夢プラスワンでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

〔情報発信に係る利用目的〕

- ・ホームページ運営業務のうち
 - －行事等の写真掲載